

○総務省告示第二百八十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

第 1 無線局

無線局、船舶地球局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第19条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領

【1 略】

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び備付書類等		
【1 略】		
2 備付書類		
(1) 免許記録	備付け（無線航行移動局にあっては <u>掲示を含む。</u> ）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第1項の表の注1（掲示にあっては、同条第2項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付け（無線航行移動局にあっては <u>掲示を含む。</u> ）の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
【2】 略】		
(3) その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3項の届出書の写し）	備付けの有無の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示

第 1 無線局

第1 同左】

【1 同左】

2 同左】

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
【同左】		
【1 同左】		
2 同左】		
(1) 免許状	備付けの有無を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる（無線航行移動局を除く。）。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。
【2】 同左】		
(3) 同左】	備付けの有無の適否を調べる。なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合は、当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、

示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	[略]
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[略]
[2] 略]		

【一の二～三 略】

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

- 【1 略】

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1] 略]		
2 備付書類		
(1) 免許記録	備付け（掲示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第1項の表注一（掲示にあっては、同条第2項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付け及び掲示の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
[2] 略]		
(3) その他の書類 免許申請書の 添付書類の写し	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 【同左】

- 一 【同左】

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 【同左】		
(1) 【同左】	免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	[同左]
(2) 【同左】	無線設備の設置場所（無線電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[同左]
[2] 同左]		

【一の二～三 同左】

第2 【同左】

- 【1 同左】

2 【同左】

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1] 同左]		
2 【同左】		
(1) 免許状	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
[2] 同左]		
(3) 【同左】	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

変更申請書の添付書類の写し、変更の届出書の添付書類等の写し、船舶局名録等		
--------------------------------------	--	--

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該電磁的記録を表示することができない電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	[略]
(2) 無線設備の設置場所	免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[略]
[(3)・(4) 略]		
(5) 船舶関係事項（船舶局に限る。）	次の事項について、免許記録、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運輸許可書等と照合し、確認する。 [1～9 略]	[略]
[2 略]		
[二・三 略]		

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

[1 略]

2 法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許記録	備付けの有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第1項	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」

		により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。
--	--	--

注 当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 [同左]

一 [同左]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 [同左]		
(1) [同左]	免許状及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	[同左]
(2) [同左]	免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[同左]
[(3)・(4) 同左]		
(5) [同左]	次の事項について、免許状、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運輸許可書等と照合し、確認する。 [1～9 同左]	[同左]
[2 同左]		
[二・三 同左]		

第3 [同左]

[同左]

[1 同左]

2 [同左]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許状	備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「

	の表の注1（掲示にあつては、同条第2項）に掲げる方法によるものとなつてゐるか確認する。	とする。
2	その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあつては、法第27条の6第3項の届出書の写し）	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	【略】
(2) 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	【略】
【2 略】		

【一の二～三 略】

	記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	「不可」とする。
2	【同左】 備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 【同左】

一 【同左】

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 【同左】		
(1) 【同左】	免許状又はその電磁的記録による写し及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	【同左】
(2) 【同左】	無線設備の設置場所を免許状又はその電磁的記録による写し及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	【同左】
【2 同左】		

【一の二～三 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第二百七十八号第1の2、第1の3の一、第2の2、第2の3の一、第3の2及び第3の3の一の規定の適用については、なお従前の例によることができる。